

【ロシア】 マスコミへの外資参入を規制する法律

海外立法情報課 小泉 悠

* 2014 年 10 月、ロシアでマスコミ法が改正され、外資がマスコミ企業を設立することや、その株式の 20%以上を保有することが禁止された。

1 法律制定の背景

マスコミへの外国資本の参入を規制する法律がロシアにおいて制定された。この法律は 2014 年 10 月 14 日連邦法第 305 号「ロシア連邦法「マスコミコミュニケーション手段について」の改正について」（以下、「マスコミ外資規制法」という。）（注 1）であり、マスメディア全般について規定した 1991 年 12 月 27 日連邦法第 2124-1 号「マスコミコミュニケーション手段について」（以下、「マスコミ法」という）（注 2）に対して一連の改正を加えるものである。

このような法改正が行われた背景としては、2000 年代に旧ソ連諸国で発生した一連の体制転換や、2011 年末にロシア全土で発生した反政府デモに対する強い警戒感が指摘できる。特にロシア政府はマスコミやインターネットの情報拡散力に注目するとともに、反政府的な運動に対して外国の政府や団体が支援を行う可能性を強く懸念してきた。このため、ロシア政府は大手のテレビ、ラジオ、新聞等に対する出資を通じて事実上の管理下に置いてきたほか、外国の支援を受けている NGO（非政府組織）を「外国のエージェント（スパイというニュアンスが極めて強い）」と認定する法律の制定などを進めてきた。今回のマスコミ外資規制法についても、外国の政府や組織によるロシアのメディアへの影響力を排除し、ロシア政府による統制を強化する狙いがあると見られる。

2 マスコミ外資規制法の特徴

マスコミ外資規制法の最大の特徴は、同法第 1 条第 3 項により、マスコミ法第 19 条第 1 項が改正されたことである。改正後のマスコミ法第 19 条第 1 項によると、ロシア連邦が締結した国際条約によって特に定めがない限り、外国政府、国際機関及びそれらの管理下にある団体並びに外国の法人、外国から出資を受けているロシアの法人、外国の市民、無国籍者及び外国籍を有するロシア連邦市民は、マスコミを設立又は共同設立する権利を持たないと規定されている。上記に該当する者は、制作プロダクション及び放送・出版事業者となることも禁止される。

また、外国政府、国際機関及びそれらの管理下にある団体並びに外国法人、外国市民、無国籍者及び外国籍を有するロシア連邦市民、外資が 20%以上出資しているロシア法人は、マスコミの設立者、制作・編集者及び放送・出版組織の株式総数の 20%以上を保有、運用又は管理してはならない。また、直接的な保有、経営又は管理に限

らず、間接的な方法（該当者が自らの管理下にある者を通じて当該行為を行うこと及び複数の該当者が共同で株式総数の 20%を越える株式を保有することを含む）も禁止される。

マスコミの設立者、制作・編集者及び放送・出版組織は、この第 19 条第 1 項に違反した場合、民法典第 65 条第 1 項第 1 号に定める権利（会社の経営に参加する権利）が制限され、株主総会の採決において当該違反者の投票は受理されない。以上の規定に違反する一切の協定や取決めは認められない。

3 施行に関する細則

マスコミ外資規制法第 2 条第 1 項の規定により、この法律は 2016 年 1 月 1 日に施行される。その後、マスコミの設立者、制作・編集者及び放送・出版組織は、2016 年 2 月 1 日までにマスコミ法第 19 条第 1 項に合致するよう会社の登記書類を訂正し、2016 年 2 月 15 日までに、マスコミを担当する連邦政府の行政機関に通知しなければならない（第 2 項）。

マスコミ外資規制法第 19 条第 1 項の規定に該当する場合であっても、外国法人及び外資が 20%以上出資しているロシア法人については、法律の適用開始までの猶予期間が設けられる（第 3 項）。また、外国法人については、当該法人の株式の圧倒的多数（80%以上）を単独又は複数のロシア人が保有している場合も猶予の対象となる。

これらの場合、法律の適用開始日は 2017 年 1 月 1 日となり、登記書類の訂正は 2017 年 2 月 1 日まで、マスコミを担当する連邦政府の行政機関への通知は 2017 年 2 月 15 日まで猶予される。

4 反応及び影響

経済専門紙『RBK デイリー』によると、今回の法改正で最も打撃を受けるのはメディア企業最大手のサノマ・インディペンデント社と見られる。同社はフィンランドのサノマ社が 100%出資する企業で、米英の有力紙と共同で新聞 6 紙と雑誌 22 誌を発行している。このほかにも、独ヒューベルト・ブルダメディアが 100%出資するブルダなど、ロシアでは多くの外資系メディアが活動しているが、今回の法改正により、それらの活動が不可能となるか、大幅な支障が出るのが懸念されている。上記の『RBK デイリー』によると、マスコミ法改正直後から、スイス系企業 STS メディアの株式は大幅に下落していると伝えられる（注 3）。

注（インターネット情報は 2014 年 10 月 21 日現在である。）

- (1) Федеральный закон от 14.10.2014 № 305-ФЗ. *О внесении изменений в Закон Российской Федерации "О средствах массовой информации."*
<http://www.consultant.ru/document/cons_doc_LAW_169740/>
- (2) Закон РФ. *О средствах массовой информации.* от 27.12.1991 N 2124-1
< <http://www.consultant.ru/popular/smi/>>
- (3) "Поправки в закон «О СМИ» обесценили «СТС Медиа»" *РБК daily*. 2014.10.16.